

# 平成 23 年第 3 回更別村議会定例会会議録(1 日目)

平成 23 年 9 月 9 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 高橋祐二、川上絵里  
書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	<p>ただいまの出席議員は、8 名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより平成 23 年第 3 回更別村議会定例会を開会いたします。(10 時 00 分)</p> <p>村長より招集の挨拶があります。</p> <p>岡出村長</p>
村 長	<p>本日ここに、平成 23 年第 3 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>村内では本格的な収穫作業を迎えておりますが、先日の台風 12 号、13 号の大雨の影響等が心配されるところでございますが、まずは何と申しましても無事故にて収穫作業が進むことを願っているところであります。</p> <p>一方、国政であります。混迷した政局によりやうやく 9 月 2 日、新野田内閣の発足となりました。</p> <p>東日本大震災の復旧、復興、異常な円高における経済対策、国際的諸課題、重要課題山積であります。日本の再生に向け、国民の期待に応える国づくりが期待されるところであります。</p> <p>村として野田政権の新たな政策や財政対策、新年度予算等の情報をしっかり捉えて安心、安全な村づくりを鋭意推進してまいりたいと思っております。</p> <p>今定例会は、平成 22 年度各会計決算の認定の件、教育委員に係る人事案件、動産、これは村民バスであります。買入の件、平成 23 年度一般会計他 3 特別会計補正予算の件をご審議いただくこととしてございます。</p> <p>よろしくお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。</p>
議 長	<p>村長の挨拶が終わりました。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。(10 時 03 分)</p>

		<p>本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。</p>
議	長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、5番久門さん、6番堂場さんを指名いたします。</p>
議	長	<p>日程第2、議会運営委員長報告を行います。</p> <p>さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。</p> <p>高橋議会運営委員長</p>
議会運営委員長		<p>議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。</p> <p>さきに、第3回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ8月31日午前9時00分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。</p> <p>その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から9月21日までの13日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。</p> <p>以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>委員長の報告が終わりました。</p> <p>なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。</p>
議	長	<p>日程第3、会期決定の件を議題といたします。</p> <p>おはかりいたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日より21日までの13日間といたしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は13日間と決定しました。</p>
議	長	<p>日程第4、諸般の報告をいたします。</p> <p>諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。</p> <p>次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。</p> <p>松橋総務厚生常任委員長</p>
総務厚生常任委員長		<p>(総務厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行った。)</p>
議	長	<p>次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。</p> <p>久門産業文教常任委員長</p>
産業文教常任委員長		<p>(産業文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行った。)</p>

議  
長

長

これで常任委員会の報告を終わります。  
日程第5、一般行政報告を行います。  
一般行政報告は文書で配布されております。  
なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

岡出村長

村

長

それでは、口頭にて補足説明をさせていただきます。  
1番目の寄付につきましては記載のとおりでありますので、お目通しを願うものであります。  
2番目の平成22年度更別村のバランスシートについてであります。  
別紙1にお示しをしているところであります。  
別紙1をご覧いただきたいと存じます。  
別紙1の1枚目、更別村のバランスシートについての1、作成基準等であります。これについては従来と変わってございませんので内容説明は省略させていただきます。  
2の構成内容につきましても同じであります。  
次のページにまいりまして、3のバランスシートに係る留意事項でございますが、これにつきましても従来どおりの手法でございますので、お目通しを願うものであります。  
次のページのバランスシートであります。  
借方でございますが、資産の部、1の有形固定資産の合計が12,436,908千円となっております。2の投資等でございますが、2,754,698千円、3の流動資産にまいりまして、(1)の現金・預金でございますが、この合計が1,812,464千円、(2)未収金でございますが、合計では199,484千円、これは大口の固定資産税での滞納を含んでいるということであります。流動資産の合計では2,011,948千円となっております。資産の合計では17,203,554千円となっております。  
一方、貸方でございますが、負債の部、1の固定負債でございますが、(1)地方債、4,014,632千円、(2)債務負担行為につきましてはございませんで、(3)退職給与引当金は700,650千円となっております。固定負債の合計では4,715,282千円でございます。2の流動負債であります、(1)翌年度償還予定額は568,549千円であります。流動負債の合計も同額でございます。負債の合計といたしましては、5,283,831千円でございます。正味資産の部にまいりまして、1の国庫支出金につきましては、1,803,258千円、2の都道府県支出金でございますが、2,536,471千円、3の一般財源等につきましては、7,579,994千円、正味資産の合計では11,919,723千円となっております。負債・正味資産合計では17,203,554千円でございます。  
その下の債務負担行為に係る情報といたしましては、①、②はございませんで、③利子補給等に係るものが29,140千円でございます。  
次のページは、バランスシート財務分析指標値でございますが、これ

につきましてはご参照賜りたいと存じます。

次のページの住民一人あたりバランスシートの要約でございますが、これにつきましては関係する部分だけ申し上げます。

資産の部の1の有形固定資産でございますが、住民一人あたりの残高でございますが、3,606,992円となっております。2の投資等でございますが、合計では一人あたり798,926円、3の流動資産、合計でございますが、一人あたり583,512円となっております。資産の合計では、一人あたり4,989,430円となったものでございます。

負債の部にまいりまして、1の固定負債でございますが、(1)地方債につきましては、一人あたり1,164,336円となっております。村の借金が一人あたりそのような額になっているということでございます。これに(2)の退職給与引当金を加えました合計でございますが、一人あたり1,367,541円となっております。2の流動負債でございますが、これにつきましては負債の合計で1,532,434円であります。正味資産の部にまいりまして、正味資産の合計で一人あたり3,456,996円でございます。負債・正味資産合計で4,989,430円となっております。

その下の割合の参考資料につきましては、お目通しを願うものであります。

この件につきましては以上でございます。

3番目の平成23年度建設工事進捗状況、100万円以上につきましては、お示しのとおりでございます。お目通しを願うものであります。

4番目の農作物生育状況でございますが、別紙3にお示しをしておりますが、9月1日調査のものであります。

9月1日までは総じて順調であったわけでありませけれども、その後の台風12号、13号の大雨の被害によりまして品質の低下等が心配されるところでございます。

5番目の台風12号及び台風13号による大雨対策についてでございます。台風による大雨の対策といたしまして、9月5日に災害対策本部を設置して必要な対策を講じたところであります。特にサラベツ川氾濫防止措置のために土嚢200個を設置いたしました。国道236号線上流となっておりますが、およそ20センチ以下まで水が迫ったところであります。氾濫は防止出来たところでございます。

次に通行止めとした道路でございますが、お示しの道路につきましては通行止めの措置をとったところであります。合計、村内で3か所になってございます。

次に通行止めの期間につきましては、9月5日、午後5時から9月7日、午前9時までとなっております。なお公共施設等の被害でございますけれども、村道、砂利道の補修必要箇所が6か所程出たところであります。これはグレーダーによって復旧したものでございまして、それ以外の被害はなかったところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長 長 これですら、村長からの一般行政報告を終わります。  
ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

議長 長 日程第6、教育行政報告を行います。  
教育行政報告は文書で配布されております。  
これで教育長からの教育行政報告を終わります。  
ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

議長 長 この際、関連がありますので、日程第7、認定第1号、平成22年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第13、認定第7号、平成22年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの7件を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

村 長 岡出村長  
認定第1号、平成22年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第7号、平成22年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までを一括、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見を添えて提出するものであります。  
また資料といたしまして、各会計決算資料と地方自治法の各条項の規定に基づき、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要、基金管理運用状況調、更には南十勝消防事務組合会計決算資料を提出しているところでございます。  
平成22年度は、第5期更別村総合計画に基づいて国の経済対策と連動させながら各施策の展開を図ったところであります。その中で、種々のやむを得ない事情により市街地活性化事業となる土地取得事業につきましては、再構築せざるを得なくなりました。また年度末の3月11日に発生した東日本大震災により姉妹提携市であります東松島市が未曾有の被災を受けてしまったところであります。  
しかしながら、おかげさまで総じてほぼ順調に村づくりが進んだものと思っております。議会を始め、村民の皆様の多大なご支援、ご協力に深く感謝を申し上げる次第でございます。  
各会計の決算状況は、議案の更別村各会計歳入歳出決算書によるところでございますが、説明につきましては資料として提出の各会計決算資料にて説明をさせていただきます。  
各会計決算資料の1ページをお願い申し上げます。  
1ページは各会計決算の状況を一覧にしたものであります。  
各決算数値につきましては、この後、各会計毎に説明をいたしますのでここでは省略をいたしますけれども、とにかく地方財政が厳しいと言われる中であります、本村の各会計決算において健全化を保てたと思っ

ております。

2ページは一般会計財政収支の状況であります。

歳入におきましては本年度、4,225,671千円、歳出は3,994,197千円、歳入歳出差引額であります。231,474千円、翌年度に繰越すべき財源といたしましては66,300千円、これは地域活性化等緊急対策に係るものを主なものとしてございます。実質収支では165,174千円、前年実質収支につきましては192,375千円、単年度収支につきましては、マイナスの27,201千円となっております。財政調整基金積立金につきましては、204,740千円、繰上償還金、財政調整基金取崩額等はございませんで、実質単年度収支につきましては177,539千円となったところでございます。

前年度の決算額と大きく差がございますけれども、これは平成21年度にJAさらべつを始め、大型の農業関連施設の補助事業があったことによるところでございます。

3ページは、一般会計歳入歳出決算構成表の歳入でございますが、主なものを申し上げますと、地方交付税につきましては、2,213,914千円と前年度と比較いたしまして103,786千円の増となったところであります。道支出金は104,905千円でございますが、前年度と比較して大きく下がってございますが、大型農業施設の補助関係でございます。繰越金につきましては212,011千円と大幅に伸びてございます。村債につきましては387,088千円となっております。前年度と比較いたしますと、613,423千円減となっておりますが、その中には特に更別農業高校に対する支援、子ども医療費の無料化の必要経費14,700千円が過疎債で認められたということでございます。

4ページは歳出であります。各課におきまして前年度比総じて減となっております。平成21年度における大型経済対策、大型の農業施設整備が主な要因となっているところであります。その他につきましてはお目通しを願うものであります。

5ページから15ページかには参考資料でございます。

後程、お目通しを願うものでございます。

16ページは、村税の状況であります。2の固定資産税の収納率が95%と平成21年度と比較いたしまして52.9%改善をしているところであります。また合計の徴収率におきましても96.7%と平成21年度は60.1%でありましたので36.6%改善をしております。これにつきましては、旧十勝モーターパーク施設に係る固定資産税、不納欠損処理によるものでありまして、改善されたと言いましても村財政に大きな影響を与えたことに変わりはないと存じます。改めにお詫びを申し上げます。

17ページから33ページまでにつきましては、ご参考賜りたいと存じます。

なお資料といたしまして、一般会計建設事業調べを提出しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

次に34ページをお願い申し上げます。

各特別会計の財政収支の状況であります。

非常に字が小さくて申し訳ございませんが、これら決算数値につきましては、この後特別会計毎に出てまいりますので、ここでは説明を省略させていただきます。

35ページは、国民健康保険特別会計、事業勘定の歳入歳出決算構成表であります。合計欄のみ説明をさせていただきますが、歳入といたしましては、合計で567,955千円、歳出におきましては合計で533,594千円となっております。依然といたしまして歳出の2の保険給付費につきましては伸びの状況にあります。歳入の国民健康保険税の収納増等によって収支のバランスが保たれたという状況でございます。資料には特に収入未済額が記載されておりませんが、決算書の中にはございますが、中に帯広脳神経外科病院に係る不正請求分といたしまして、国保分といたしましては1,394,627円、老人保健分では1,268,631円、合計で2,663,258円の未済金がございます。これが本年12月には5年間の時効を迎えるという事態にいたっておりまして、本件につきましては南十勝各町村統一して時効の延期措置を行うということにいたしているところであります。36ページの国民健康保険事業の状況についてはご参照いただきたいと存じます。

次に37ページ、国民健康保険特別会計、施設勘定の歳入歳出決算構成表であります。歳入の合計では412,696千円、歳出では405,246千円となったところであります。歳入の7、村債の借入額が伸びてございますが、これは家庭医療学センターとの医療業務提携委託費の一部につきまして過疎債が認められたということでございます。39,900千円過疎債を借り入れたものであります。これによりまして一般会計からの歳入繰入金減少など、持ち出しの負担軽減が図られたところであります。

また建設事業調べを提出しておりますが、事業といたしましては内視鏡の整備を行ったところでございます。

下の表の運営状況につきましては、ご参照いただきたいと存じます。

38ページは、老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。歳入の合計といたしましては、合計で203千円、歳出では合計で203千円となっております。後期高齢者医療制度移行に伴いまして、残務会計処理のために残した会計でございます。平成22年度をもって会計を廃止してございますが、平成22年度は会計廃止の処理となっているところであります。従って下の表の事業の状況につきましても支出等がないところであります。

次に39ページ、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。歳入の合計といたしましては38,576千円、歳出合計では38,533

千円となったところでございます。医療費は徐々に伸びの状況にあります。保険料につきましては収納率100%となっているところでございます。

次に40ページの介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表でございます。これにつきましても歳入合計が268,397千円、歳出合計では262,726千円となったところであります。この会計につきましても高齢化の進行により歳出の2、保険給付費が伸びの状況にあります。この会計につきましては、介護保険制度のルールに基づいて運営いたしました次第でございます。

次に41ページは介護保険事業の状況であります。

これにつきましてはご参照賜りたいと存じます。

42ページ、介護保険事業特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算構成表であります。歳入合計といたしましては1,650千円、歳出は合計で1,650千円となったところでございます。年々件数の増から事業費が伸びの状況となっております。

次に43ページは、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。歳入合計が53,342千円、歳出合計では53,240千円となったところであります。水道事業につきましては、平成22年度も事故等もなく安定した給水が出来たところであります。内容的には3か年計画で南札内の浄水場の改修工事を行っておりますが、この負担金の増以外はほぼ平成21年度と同様の決算内容でございます。

44ページに簡易水道事業の状況をお示ししておりますので、ご参照賜りたいと存じます。

次に45ページ、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。歳入合計といたしましては、179,821千円、歳出合計では179,607千円となったところであります。計画いたしました公共下水道事業の整備が、平成21年度でほぼ完了となりまして事業費が減少となっております。建設事業調べを提出しているところでありますが、個別排水処理施設の整備につきましては、平成22年度は10基の整備実績となったところであります。46ページから48ページに関連資料をお示ししてございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に49ページにまいりまして、財政指数等に関する表でございます。

特には公債費負担比率でございますが、前年度比1.5%減の17.5、公債費比率は前年度比0.2%減の10.3、実質公債費比率につきましては1.3%減の9.0となっております。経常収支比率につきましては10%減の73、地方債許可制限比率におきましても0.7%減の6.3とそれぞれ財政数値の改善が見られるところでございます。村税の徴収率、合計で96.7%と大幅な改善でございますが、これにつきましては先程、説明のとおりでございます。

次に50ページにまいりまして、一般会計の性質別歳出決算額でござい

ます。これにつきましてはご参照いただくものでございます。

51ページは、人件費の内訳、52ページは歳入内訳の推移、53ページは歳出内訳の推移、54ページは地方債・基金の推移とそれぞれ参考資料として提出をしているところであります。

ご参照いただくものであります。

今度は議案の決算書に戻っていただきまして、240ページからは財産に関する調書であります。特に245ページをお開き願いたいと思っておりますが、4の有価証券におきまして十勝モーターパーク株式会社の株、7,950,000円、その他の会員券8,000,000円、合わせて15,950,000円を十勝モーターパーク株式会社の会社精算に伴う精算処理に基づき減額となったところでございます。これにつきましても村民の皆様方にお詫びを申し上げなければならないというところでございます。その他につきましてはお目通しを願うものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これから認定第1号から認定第7号に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

4番松橋議員

議長、動議。

議 長

4番 松橋さん

4番松橋議員

ただいま議題となっております認定第1号、平成22年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第7号、平成22年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までは、なお慎重なる審査の必要が認められますので、本議会に議長及び議会選出の監査委員を除く、6名の委員をもって構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

各位のご賛同をお願い致します。

(原案賛成の声あり)

議 長

ただいま、4番松橋さんから特別委員会設置の動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

したがって本動議をただちに議題として採決いたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の設置の動議は可決されました。

おはかりいたします。

認定第1号、平成22年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、

認定第7号、平成22年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までは、地方自治法第110条第1項及び第3項並びに委員会条例第5条及び第7条第1項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く、6名の委員をもって構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までは、議長及び議会選出の監査委員を除く6名の委員をもって構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、会期中の審査とすることに決定しました。

委員長と副委員長が互選されるまで、暫時休憩いたします。

(10時55分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(11時25分)

次に、決算審査特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告書が議長に提出されていますので報告します。

委員長に5番久門さん、副委員長に6番堂場さん。

以上のとおり互選された旨の報告がありましたので報告済といたします。

議長

日程第14、議案第58号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長

議案第58号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件でございます。

更別村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求めようとする方は、更別村字更別南1線116番地4、梶浦加代子さんで、昭和39年4月30日生まれであります。

平成19年6月22日から教育委員を務めていただいておりますが、引き続きお願いするものであります。

ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長

これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第58号、更別村教育委員会委員の

任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって議案第58号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議 長

日程第15、議案第59号、動産の買入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第59号、動産の買入の件でございます。

次のとおり動産を買入れしようとするものであります。

1、買入の目的、村民利用のため、2、動産の品名、村民バス24名乗り、三菱製SKG-BE640G(SA)、3、動産の数量、1台、4の契約金額、7,835,130円、5、買入の方法及び時期、指名競争入札による落札でありまして、平成23年12月22日までに取得するというようにしてございます。6、契約の相手方、帯広市西19条北1丁目1番10号、三菱ふそうトラック・バス株式会社、北海道ふそう帯広支店、支店長、比留間功氏でございます。

理由であります。財産の取得について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本件に関しましては、議案資料を提出しております。

議案資料をご覧いただきたいと思っております。

1といたしまして入札の日時、平成23年8月23日午前9時から行ってございます。2の指名業者につきましては、お示しの8社を指名し入札をいたした次第でございます。3の仕様内容でございますが、記載のとおりでございます。お目通しをいただくものであります。4の納入期限につきましては、議案のお示しのとおりでございます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番 久門さん

5番久門議員

この議案資料にもありますけれども、車椅子等のスペースを設けるとなっています。この車椅子対応の運行を12月に入った時点からするのか、それに伴ってはもし乗り降りするにあたっては介護員とか添乗員などの用意もしなければならぬだろうと思っておりますが、それらの体制をまず聞いてどのようにしようとしているのかお伺いをしたいことと、この定員24名に下げておりますが、これについては車椅子のスペースも含めたら24名になったのかということと、元の車の処分方法はどうか

議長  
建設水道課長

れるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

三品建設水道課長

1点目の車椅子等のスペースということですが、今まで車椅子とか29人乗りの場合でしたら、通路が狭いということで、広く持ちたいということで車椅子のスペース24名乗りの車種にしたということがございます。なので29名乗りから24名乗りになったということは車椅子の置くスペース、通路を広くしたという部分でございます。それから元の車の処分方法ですけれども、前回のミニバンの元村長公用車の購入と同じような方式で村内にホームページ上に載せまして、募集をかけましてインターネットで競売したいと思っております。今のところ介助員を付けての車椅子の対応は考えてございません。

議長  
5番久門議員

5番 久門さん

その車椅子を使って乗り降りする人がいますが、その介助とか対応は考えていないということですか。

議長  
建設水道課長

三品建設水道課長

今のところドライバーさんに介助していただいて乗り降りさせたいと思っているところでございます。

議長  
5番久門議員

5番 久門さん

そのような考え方のようにございますけれども、降りる時は施設の方に行って降りるから問題ないと思っておりますけれども、乗せる時の対応もあると思えますし、村民バスについては市街地も循環しますから、乗る時は個人になるから運転手さんは大変な任になると思えますし、その辺は安全対策上問題ないのですか。そういうことをちょっと懸念します。介助のある程度は資格を持った人だとか、それでなくても介助する人を付けて運行するのかなと思ったのですが、そういうことではないということですか。

議長  
建設水道課長

三品建設水道課長

車椅子の対応ですけれども、一応、ある程度は軽度の方のという考え方でありまして、重度の方につきましては別の福祉バス、リフトとかそういうものがついたバスでの対応と考えていたところであります。

議長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから議案第59号、動産の買入の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 16、議案第 60 号、平成 23 年度更別村一般会計補正予算（第 4 号）の件を議題といたします。  
 提案理由の説明を求めます。  
 岡出村長

村 長 議案第 60 号、平成 23 年度更別村一般会計補正予算（第 4 号）の件で  
 ございます。  
 第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 160,160 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,829,675 千円とするものであります。  
 第 2 項以下につきましては、お目通しを願うものであります。  
 この度の補正に関しましては、前年度の繰越金、または臨時財政対策債、村税等の収入が伸びてございまして、これらを基金積み増し等の歳出の補正、更には幼稚園給食化に伴う給食センター整備に係る補正を主な内容といたしております。  
 詳細につきましては、三好副村長に補足説明をいたさせまので、よろしくお願ひ申し上げます。  
 以上、提案説明とさせていただきます。  
 よろしくご審議方お願ひ申し上げます。  
 三好副村長

議 長 副 村 長 （議案第 60 号、平成 23 年度更別村一般会計補正予算（第 4 号）の件  
 について、補足説明を行った。）

議 長 ここで、昼食のため 13 時 30 分まで休憩いたします。（12 時 03 分）  
 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。（13 時 30 分）  
 議 長 午前中に説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
 質疑の発言を許します。  
 （ありませんの声あり）

議 長 これで質疑を終わります。  
 これから本案に対する討論を行います。  
 討論の発言を許します。  
 （原案賛成の声あり）

議 長 これで討論を終わります。  
 これから議案第 60 号、平成 23 年度更別村一般会計補正予算（第 4 号）の件を採決いたします。  
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 （異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。  
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 17、議案第 61 号、平成 23 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第 61 号、平成 23 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件でございます。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 47,817 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 531,164 千円とするものであります。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,137 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 393,079 千円とするものであります。

第 2 項についてはお目通しを願います。

今回の補正の内容であります。まず事業勘定の歳出から説明をいたします。

8 ページをお願い申し上げます。

款 2 保険給付費につきましては、補正額は 0 円でございますが、特定財源の減額によりまして財源振替を行うものでございます。

款 3 後期高齢者支援金等でございますが、目 1 後期高齢者支援金、120 千円を追加するものであります。本年度の支援金の確定によりまして、120 千円不足しておりますので追加させていただきます。

款 4 前期高齢者納付金等でございますが、目 1 前期高齢者納付金、4 千円の追加でございます。これにつきましても前期高齢者納付金の確定に伴いまして、4 千円不足いたしましたので追加するものであります。

款 9 基金積立金でございますが、項 1、目 1 と基金積立金、33,844 千円を追加するものであります。理由といたしましては、前年度の繰越金の一部、また税込の伸び等を積立金の財源として積み立てするものでございます。

款 10 諸支出金、13,849 千円の追加であります。目 1 一般被保険者保険税還付金といたしましては、300 千円を追加させていただきます。国保外の保険に加入したということで、遡及しての喪失にかかわりまして保険税を還付するものでございます。項 3 過年度過誤納還付金につきましては大きく 13,549 千円を追加するものでございますが、交付金につきましては推計で交付されてくるわけでありまして、前年度の給付費等にかかる国庫金の精算によりまして、過払いを受けてございましたので、実績により還付をするものでございます。

次に歳入、7 ページをお願いするものでございます。

款 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税、13,780 千円の追加であります。これにつきましては、医療給付費分現年課税分といたしまして、10,916 千円の追加であります。今年度、限度額を 500 千円

から 510 千円に引き上げをさせていただきましたけれども、その 10 千円アップにかかるものとして 95 千円の追加であります。それから前年度の所得が伸びてございまして、所得割額と当初予算では 99% 収納率を見てございましたけれども、収納率が本村の場合は高いということで 99.5% 見込みまして、その結果 10,916 千円の追加とさせていただきますものであります。後期高齢者支援金分現年課税分といたしましては、1,644 千円であります。この課税につきましても、今年度、130 千円から 140 千円に引き上げをさせていただきましたけれども、その引き上げ分として 1,510 千円分の追加となります。その他につきましては、所得割が増えているということでございまして、介護納付金分現年課税分でございますが、1,220 千円の追加であります。これにつきましては、限度額を今年度は 100 千円から 120 千円に改正をさせていただきますが、それに係る分が 200 千円の追加であります。その他につきましては、所得税等の増によるものであります。

款 5 前期高齢者交付金につきましては、目 1 前期高齢者交付金の減額でありまして 223 千円減とするものであります。本年度の交付金確定に伴いまして減額となるものであります。

款 10 繰越金、目 1 繰越金にありますように 34,260 千円の追加でございます。前年度の繰越金が 34,260 千円ございますが、交付金の過払いを受けていたものが 13,549 千円、この中に含んでいるものでございます。

次に診療施設勘定、歳出、14 ページをお願い申し上げます。

款 1 総務費、目 1 一般管理費で 661 千円の追加であります。11 の需用費で 300 千円、これにつきましては、血球の検査器が壊れまして修理費に要しております。12 の役務費につきましては、10 千円の追加であります。18 の備品購入費で 351 千円でございますが、洗濯機が壊れまして 2 台更新をさせていただくものであります。その洗濯機のリサイクル処理として追加でございます。

款 2 医業費、目 3 医療委託料、これにきつましては 476 千円の追加であります。医療機械の借上料として追加するものでありますけれども、これは酸素を必要とする患者さんが増えてございまして、規定の予算では足りなくなるということでございまして、酸素の吸入器の借上げを 476 千円追加させていただくものであります。

次に歳入にまいりまして、13 ページをお願い申し上げます

款 1 診療収入で 1,137 千円追加するものであります。項 1 入院収入で 540 千円の追加、項 2 外来入院で 597 千円の追加で今回の補正とするものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

議 長

質疑の発言を許します。  
 (ありませんの声あり)  
 議長 質疑なしと認めます。  
 これで質疑を終わります。  
 これから本案に対する討論を行います。  
 討論の発言を許します。  
 (原案賛成の声あり)  
 議長 これで討論を終わります。  
 これから議案第 61 号、平成 23 年度更別村国民健康保険特別会計補正  
 予算(第 1 号)の件を採決いたします。  
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声あり)  
 議長 異議なしと認めます。  
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
 議長 日程第 18、議案第 62 号、平成 23 年度更別村介護保険事業特別会計補  
 正予算(第 1 号)の件を議題といたします。  
 提案理由の説明を求めます。  
 岡出村長  
 村長 議案第 62 号、平成 23 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第  
 1 号)の件でございます。  
 第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,197 千  
 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 293,929 千円とす  
 るものでございます。  
 第 2 項については、お目通しを願うものであります。  
 今回の補正の内訳といたしましては、6 ページ、歳出から説明をさせ  
 ていただきます。  
 款 4 基金積立金、目 1 基金積立金、4,290 千円の追加であります。こ  
 の積み立てに関しましては、前年度からの繰越金増によりまして今回積  
 み増しするものであります。  
 款 5 諸支出金、目 1 過年度過誤納還付金につきましては、1,907 千円  
 を追加いたします。これにつきましても交付金が推計により交付されて  
 くるわけではありますが、精算により多く交付を受けておりましたので、  
 還付するものでございます。  
 次に歳入、5 ページをお願い申し上げます。  
 款 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料といたしまして、262 千円の  
 追加であります。これは滞納繰越分でございます。8 名滞納されてい  
 る方が収納されたということございまして、予算よりも 262 千円多く  
 入りましたので、補正をさせていただきます。  
 款 5 道支出金であります。目 1 介護給付費負担金として 265 千円の  
 追加であります。これは過年度分でありまして、道費に係る介護費負担

金は精算の結果、追加になってまいりました。そのために過年度分として追加をするものであります。

款 8 繰越金、目 1 繰越金、5,670 千円を追加であります。これは前年度の繰越金の追加であります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議案第 62 号、平成 23 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 19、議案第 63 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第 63 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の件であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 998 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 265,915 千円とするものであります。

2 項につきましては、ご参照いただきたいと思います。

今回の補正の内容であります、6 ページ、歳出をお願い申し上げます。

款 1 総務費、目 1 一般管理費におきまして、938 千円を追加するものであります。3 の職員手当等として 879 千円、9 の旅費として、59 千円の追加であります。職員手当等の追加につきましては時間外の手当でございます。本年、終末処理場の処理水が春先に増加をいたしまして、そのために夜間の点検作業の業務が大幅に増えたということで時間外を追加させていただきます。それから本年度、同施設に太陽光発電を国の補助を受けて設置いたしますが、この補助事業についても増加をしてい

るということでございます。

この処理水が増加する、夜間作業までしなければならないということにつきましては処理水の流入の制限、そういうものを装置を少し改善をいたしまして適正な処理水の流入措置を図っていきたいと考えているところでございます。

款2 事業費、目1 下水道建設費につきましては、60 千円の追加であります。これにつきましては旅費でございまして、太陽光発電施設の設置に伴う補助事業の事務費の旅費でございます。

次に5 ページ、歳入をお願い申し上げます。

款4 繰入金、目1 一般会計繰入金、884 千円、これは財源不足分を一般会計からの繰入金によって歳入歳出の帳尻を合わすものでございます。

款5 繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、前年度繰越金として114 千円を追加するものであります。

次に7 ページは給与費明細書でございます。

職員手当等の時間外勤務手当のところにつきまして879 千円を追加させていただくものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願いを申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第63号、平成23年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、意見書案第2号、軽油引取税の課税免税措置などの恒久化を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番 高橋さん

2番高橋議員 軽油引取税の課税免税措置などの恒久化を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

農業など各産業分野の発展に大きく影響を及ぼす「軽油引取税の課税免税措置」と「農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置」の恒久化などを求め、別紙意見書を、松橋議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。提案の理由といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。  
これから意見書案第2号、軽油引取税の課税免税措置などの恒久化を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21、意見書案第3号、住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番 本多さん

7番本多議員 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

住民の暮らしにとって、交通と運輸は重大な役割を果たしています。その交通・運輸の安全・安心を指導監督するのが行政です。自治体の区域を超えて移動する自動車、鉄道、船舶などを対象とする行政は、地方自治体が行うよりも国が担う方が効率的、効果的と言えます。住民の安全・安心な交通と運輸の確保を求め、別紙意見書を、久門議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。提案の理由といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議	長	<p>質疑なしと認めます。          これで質疑を終わります。          これから本案に対する討論を行います。          討論の発言を許します。          (原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。          これから意見書案第3号、住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書の件を採決いたします。          本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。          (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。          したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。</p>
議	長	<p>日程第22、陳情第2号、2012年度「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求め、地域の子どもの実態に応じた高校づくりを実現する陳情書の件を議題といたします。          おはかりいたします。          ただいま議題となっております陳情第2号、2012年度「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求め、地域の子どもの実態に応じた高校づくりを実現する陳情書の件については、会議規則第92条の規定に基づき、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。          これにご異議ありませんか。          (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。          したがって、陳情第2号、2012年度「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求め、地域の子どもの実態に応じた高校づくりを実現する陳情書の件は、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第23、陳情第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた陳情書の件を議題といたします。          おはかりいたします。          ただいま議題となっております陳情第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた陳情書の件については、会議規則第92条の規定に基づき、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。          これにご異議ありませんか。</p>

- 議 長 (異議なしの声あり)  
異議なしと認めます。  
したがって、陳情第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた陳情書の件は、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
- 議 長 おはかりいたします。  
議事の都合により9月10日から9月19日までの10日間休会いたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。
- 議 長 (異議なしの声あり)  
異議なしと認めます。  
したがって、9月10日から9月19日までの10日間休会することに決定しました。  
以上で本日の日程は全部終了いたしました。  
本日は、これをもって、散会いたします。

(14時03分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 23 年 9 月 9 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 久 門 尚 二

同 議員 堂 場 聰 志